

問 1.

Kamstrup は、審判部が「一体に成型される (cast in one piece)」をプロダクト・バイ・プロセス・クレーム要素と解釈したことは誤りであると主張する。プロダクト・バイ・プロセス・クレームとは、製品を、少なくとも部分的に「その製造方法」によって特許請求するものである (In re Thorpe, 777 F.2d 695, 697 (Fed. Cir. 1985))。

プロダクト・バイ・プロセス・クレームは、「出願人に、特許性のある製品であって、その物の製法以外で定義することができない製品を特許請求することを可能にする」(同上)。「プロダクト・バイ・プロセス・クレームの有効性判断においては、当該製品の製法ではなく製品じたいに注目する。これは、…新しい製法によって製造されたものであっても古い製品には特許性がない、という長年の規則があるためである。」(Greenliant Sys., 692 F.3d at 1268 (引用省略))。

本件に目を向けると、最初の問題は、「一体に成型される (cast in one piece)」をプロダクト・バイ・プロセス・クレーム要素であるとした審判部の判断が正しかったかどうかである。ここで、プロダクト・バイ・プロセス要素であることはクレームの文言から確認できる。Amgen, 580 F.3d at 1367 (「[B] 特許 [ ] の請求項 1 は、その平易な用語からして、[製法 (process)] の限定を有する製品を特許請求している。」) を参照。本クレームには、「一体に成型されるモノリシックポリマー構造体 (a monolithic polymer structure being cast in one piece)」が記載されている ('957 特許 6:40-42)。このクレーム要素は、構造体が特定の方法で成型「される (being)」と記載しているため、一見して製法をクレームしている (Greenliant Sys., 692 F.3d at 1264-65 (製品が特定の方法で「形成される」ことを記載したプロダクト・バイ・プロセス・クレーム要素) を参照)。

Kamstrup は、「クレームの限定において製法が言及されているだけで、その限定が製法限定に自動的に変換されるわけではない」と主張しており (Appellant's Br. 31)、これは真実かもしれない。しかし、Kamstrup は、ここでクレームが製法を記載しているという事実を無視すべき理由を説明していない。また、Kamstrup は、この用語の構造を説明する明細書の開示を指摘していない。それどころか、Kamstrup は、デバイスの製造プロセスを論じた開示に依拠しており、これがプロダクト・バイ・プロセス・クレーム要素であることをさらに裏付けている) (同上。21-23 ('957 特許 2:6-15 引用) (強調は筆者が付加) (「流量計は、…モノリシックポリマー構造体の形成工程が 1 つで済むため、既存の流量計よりも少ない工数で製造することができる…。流量計ハウジング [ ] は、キャビティから分離された真つすぐなフロー部を有するので、フロー部の壁の一部がキャビティの内部の一部となっており…単一工程で成型することがで

きる…。」よって、当裁判所は、審判部が「一体に成型される (cast in one piece)」を  
プロダクト・バイ・プロセス・クレーム要素と認定したことに誤りはないと結論付ける。

**\*\*\* END \*\*\***

問2.

#### 対象作品の出展

1. 本プラットフォームによる NFT サービスの提供に関連して、本ユーザーはここに、著作権およびその他適用されるすべての知的財産権に基づく以下の権利を非独占的に本プラットフォームに付与します。

(1) 対象作品をデジタル配信可能な状態でアップロードし、電気通信により公衆に展示する権利。

(2) NFT 購入のため対象作品を本プラットフォーム上で展示し、本ユーザーと本スマート契約を締結した利用者が対象作品をダウンロードできるようにする権利。

(3) 本プラットフォームの広告、マーケティング、および販促のために対象作品を使用する権利。

(4) 対象作品に関する商業的メッセージまたはその他の販促資料を作成し、当該商業的メッセージおよびその他の販促資料を、本プラットフォーム上および本プラットフォーム外において対象作品の広告、マーケティング、および販促のために使用する権利。

(5) 本プラットフォームにおける対象作品の出展の便宜のために、対象作品の本質的な特性を損なわない範囲において、対象作品のサイズもしくは縦横比その他の形式の変更、またはその他の修正もしくは変更を行う権利。

2. 本ユーザーは、本プラットフォームにおける対象作品の出展には、本認定第三者サービスを使用して本ユーザーの費用と責任において対象作品のミントを行う必要があること、および本プラットフォームは対象作品のミントについていかなる場合も責任または義務を負わないことをここに認め、同意するものとします。

3. 本プラットフォーム、本 NFT サービス、および／または本認定第三者サービスに採用されているブロックチェーン、非代替性トークン、および／またはスマートコントラクトに関するいずれの技術も、対象作品のいかなる無許可の複製または使用を防止または他の方法で制限するように構成されていないこと、ならびに、本プラットフォーム上または本プラットフォーム外における対象作品のいかなる無許可の複製または使用についても、本プラットフォームはいかなる責任または義務を負わないことをここに認め、同意するものとします。